

# くまの労基



ひと、くらし、みらいのために  
熊野労働基準監督署

第327号 令和7年8月1日 発行

【1】引き続き熱中症対策の徹底をよろしくお願いします。

職場での熱中症により近年は、  
一年間で約30人が亡くなり、  
約1,000人以上が4日以上  
仕事を休んでいます。

STOP!  
熱中症  
クールワーク  
キャンペーン

キャンペーン実施要項  
キャンペーン期間  
4月 5月 6月 7月 8月 9月  
準備 重点取組

令和6年、三重県内では熱中症による休業4日以上労働災害による死傷者数が29人となりました。

また、令和7年6月末時点において、三重県内で6人が熱中症により休業しました。

本年は早くから暑い日が続いており、今後も暑さが厳しい日が続く季節となります。熱中症クールワークキャンペーンで掲げる重点取組期間を超えましたが引き続き熱中症対策の徹底をよろしくお願いします。

## 暑さに慣れる

暑さに慣れる ▶ 早く汗が出る ▶ 体温上昇STOP



熱中症予防には

『暑熱順化』 スイッチ ON

**解説** 人間は暑さに、多少ですが、慣れることができます。これを暑熱順化といいます。暑熱順化により、早く汗が出るようになり、体温の上昇を食い止められるようになります。暑くなる前に身体を熱中症対応モードにして、暑さに強い身体を作りましょう。

働く人の  
今すぐ使える  
熱中症ガイド

厚生労働省

働く人の今すぐ使える熱中症ガイドより



暑熱順化の有無は熱中症対策の発生リスクに大きく影響します。夏季休暇等により熱へのばく露が中断すると4日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まります。夏季休暇等により暑熱順化が喪失した場合は、作業時間の短縮等にご留意の上、作業を行ってください。

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省  
熱中症予防情報  
サイト



STEP  
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP  
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、  
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行  
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の  
調整  
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意  
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏  
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患  
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲  
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量  
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを  
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の  
健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「パディ」を組ませる  
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の  
対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底  
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応  
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風すること**などにより身体を冷却  
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



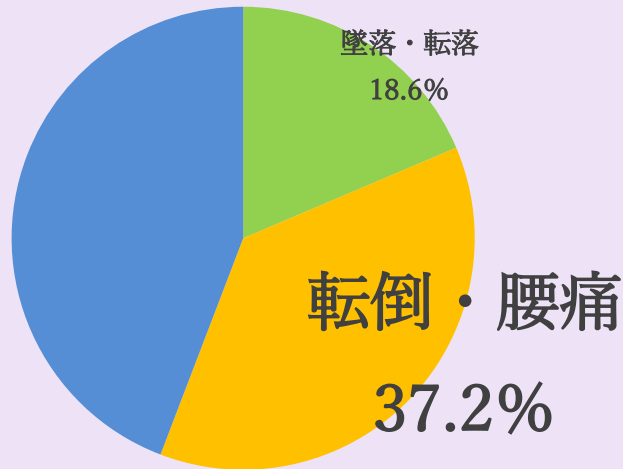
- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

## 【2】労働者の転倒災害を防止しましょう

令和7年（6月末時点）の労働災害状況

死亡者数は 0 人（前年同期－1 人）、死傷者数は 43 人（前年同期＋2 人（＋4.9%））

うち、「転倒」、「腰痛」等の行動災害が 16 件発生しており、死傷者数の 37.2%を占めます。



転倒災害の防止のため、下記の主な要因に対するハード面の対策のほか、

主な要因	
<p><b>何も無いところにつまずいて転倒、足がもつれて転倒</b></p> <p>会社から労働者への注意喚起を記入しましょう（以下、取り返さなければならない場合に記入願います。）</p>	<p><b>コード等につまずいて転倒</b></p>
<p><b>作業場・通路に放置された物につまずいて転倒</b></p>	<p><b>凍結した通路等で滑って転倒</b></p>
<p><b>通路等の凹凸※につまずいて転倒 ※数mm程度のもの</b></p>	<p><b>こぼれていた水、洗剤、油等で滑って転倒</b></p>
<p><b>作業場や通路以外の障害物(車止め等)につまずいて転倒</b></p>	<p><b>水場（食品加工場等）で滑って転倒</b></p>
<p><b>設備、什器に足を引っかけて転倒</b></p>	<p><b>雨で濡れた通路等で滑って転倒</b></p>

労働者に自身の転倒リスク認識させる、体力の維持向上のための体操の導入や勧奨などソフト面の対策を今一度検討をお願いします。

### 加齢等による転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります → 「ロコチェック」
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも → 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します  
→ 対象者は市町村が実施している「骨粗鬆症健診」を受診しましょう



ロコチェック



内閣府  
ウェブサイト

令和7年 熊野労働基準監督署管内 労働災害発生状況

令和7年6月末現在

業 種	前年同期 (令和6年6月末)		令和7年6月末		増 減				
	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡		死傷		
					数(人)	率(%)	数(人)	率(%)	
<b>合 計</b>	<b>1</b>	<b>41</b>		<b>43</b>	<b>-1人</b>	<b>-100.0%</b>	<b>+2人</b>	<b>+4.9%</b>	
製 造 業	食 料 品	5		2			-3人	-60.0%	
	繊維工業・繊維製品								
	木材・木製品			1			+1人		
	家具・装備品	1		1			±0人	±0.0%	
	化学工業								
	窯業・土石								
	鉄鋼業・非鉄金属				1			+1人	
	金属製品								
	一般機械器具								
	電気機械器具								
	造船業				1			+1人	
	輸送機械等	1						-1人	-100.0%
	電気・ガス・水道業								
	自動車整備業・機械修理業								
上記以外の製造業		1		2			+1人	+100.0%	
<b>小 計</b>		<b>8</b>		<b>8</b>			<b>±0人</b>	<b>±0.0%</b>	
鉱 業	採 石 業			1			+1人		
	上記以外の鉱業								
	<b>小 計</b>			<b>1</b>			<b>+1人</b>		
建 設 業	土 木 工 事	3		1			-2人	-66.7%	
	木造家屋建築工事			1			+1人		
	上記以外の建築工事	1		2			+1人	+100.0%	
	その他の建設業	2		2			±0人	±0.0%	
	<b>小 計</b>	<b>6</b>		<b>6</b>			<b>±0人</b>	<b>±0.0%</b>	
運 輸 交 通 業	道路貨物運送業			2			+2人		
	上記以外の運輸交通業								
	陸上貨物取扱業								
	港湾運送業								
	<b>小 計</b>			<b>2</b>			<b>+2人</b>		
第 一 次 産 業	農 業 ・ 畜 産 業	4		2			-2人	-50.0%	
	林 業	1	2	5	-1人	-100.0%	+3人	+150.0%	
	水 産 業	2		2			±0人	±0.0%	
	<b>小 計</b>	<b>1</b>	<b>8</b>	<b>9</b>	<b>-1人</b>	<b>-100.0%</b>	<b>+1人</b>	<b>+12.5%</b>	
第 三 次 産 業	商 業		3	1			-2人	-66.7%	
	小 売 業								
	新聞販売業								
	上記以外の商業		4	3			-1人	-25.0%	
	通 信 業			1			+1人		
	保健衛生業		7	5			-2人	-28.6%	
	社会福祉施設								
	その他の保健衛生業		3	4			+1人	+33.3%	
	接客 娯楽業		1	1			±0人	±0.0%	
	旅 館 業								
	ゴルフ場								
	上記以外接客娯楽業								
清 掃業									
ビルメンテナンス業									
産業廃棄物処理業									
上記以外の清掃業									
警 備 業									
上記以外の事業		1		2			+1人	+100.0%	
<b>小 計</b>		<b>19</b>		<b>17</b>			<b>-2人</b>	<b>-10.5%</b>	

※死亡災害報告、労働者死傷病報告による(前年同月速報値比較)。  
※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害(令和6年0人、令和7年0人)を除く。